

居宅介護支援事業所契約書

wonderwall

Wonderwall 株式会社

居宅介護支援サービス利用契約書

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険に関する法令の趣旨に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連携調整等、便宜の提供を図ります。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約終了の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から更新拒否の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

(居宅介護支援の担当者)

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へ居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は変更を行なった場合は、利用者にもその氏名を通知します。

(居宅サービス計画作成の支援)

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における居宅サービス事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (3) 利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (4) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。
- (5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (6) 居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者および家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (7) 前6か月間に作成したケアプランにおけるサービスの利用割合等を説明し文書を交付します。
- (8) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察、再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合、または利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、大分県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録等)

第10条 事業者は提供した居宅介護支援サービスの内容に関する記録を行うとともに、5年間保管します。また、利用者もしくはその代理人は記録の閲覧・複写を求めることができます。

(利用者負担金)

第11条 介護保険制度に基づく居宅介護支援サービスについては、基本的に利用者負担はありません。但し、介護保険料の滞納の場合は、全額自己負担となる場合があります。また利用者の住所地が通常サービス地域外の場合は、交通費の支払いが必要となる場合があります。

(契約の終了)

第 12 条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の 1 ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が、自立または要支援（事業対象者）と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

(守秘義務等)

第 13 条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者または家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中および契約終了後も第三者に漏らしません。

2、前項に関わらず、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

3、事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者が指定する事業者への関係記録の引継ぎを行うこととします。

(損害賠償責任)

第 14 条 事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第 15 条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第 16 条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(法令順守)

第 17 条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し管理者の注意をもってその義務を遂行します。

(協議事項)

第 18 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1 通ずつを保有するものとします。

令和 6 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

事業者

事業者名 Wonderwall 株式会社
所在地 大分県佐伯市大字鶴望 658 番地
代表者 代表取締役 戸高 親平

事業所名 wonderwall
所在地 大分県佐伯市大手町 2 丁目 3-4
管理者名 戸高 親平